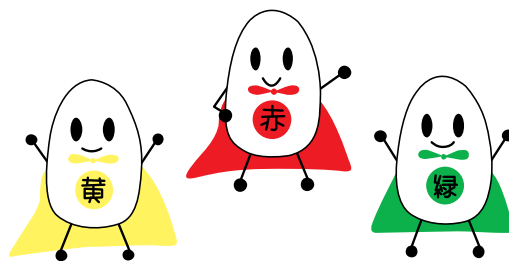


第1章 計画の基本的事項



1. 計画策定の趣旨

生涯を通して自分らしくいきいきと暮らすことは、すべての市民の願いであり、健康はその実現のために欠かせないものです。

わが国では、生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命*は世界的にも高い水準となる一方、高齢化の進展や生活習慣の変化に伴い、がんや糖尿病*、高血圧などの生活習慣病*などが増加し、医療や介護にかかる費用負担の増大が深刻な問題となっています。

このような中、平成12年に「健康日本21」が策定され、病気などによる社会的な負担を減らし、国民の健康寿命を延伸して活力ある持続可能な社会を築くことが示されました。そして、平成24年7月に、新たな健康課題や社会的背景を踏まえ、「健康日本21（第二次）」が定められました。

安芸高田市では、平成19年3月に「みんながいきいき笑顔で助け合えるまち」をめざし、市の健康増進計画である「健康あきたかた21」を策定し、平成23年度の中間年には計画の中間評価を行い、「生活習慣病の発症予防及び重症化・合併症の予防」「こころの健康づくり」「食べることを楽しみ、健康を大切にすることを育てる食育の推進」を3本の柱として取組みを進めてきました。

今回、国・県の動向及び本市がかかえる健康課題などを踏まえて、健康寿命の延伸をめざし、一人ひとりの健康づくりを地域で支え合い、みんなで取組めるよう「健康あきたかた21計画（第2次）」（本計画）を策定するものです。

◆健康日本21（第二次）の基本的な方向性

①健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命の延伸に加え、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することが最終的な目標

②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

がん、循環器疾患、糖尿病などに対処するため、引き続き一次予防に重点を置き、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視

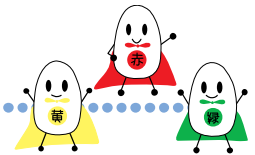
③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

こころ・次世代・高齢者の健康について、心身機能の維持・向上への対策を推進

④健康を支え、守るための社会環境の整備

時間的ゆとりのない人や、健康づくりに無関心な人も含め、社会全体として相互に支え合いながら健康を守る環境を整備することを重視

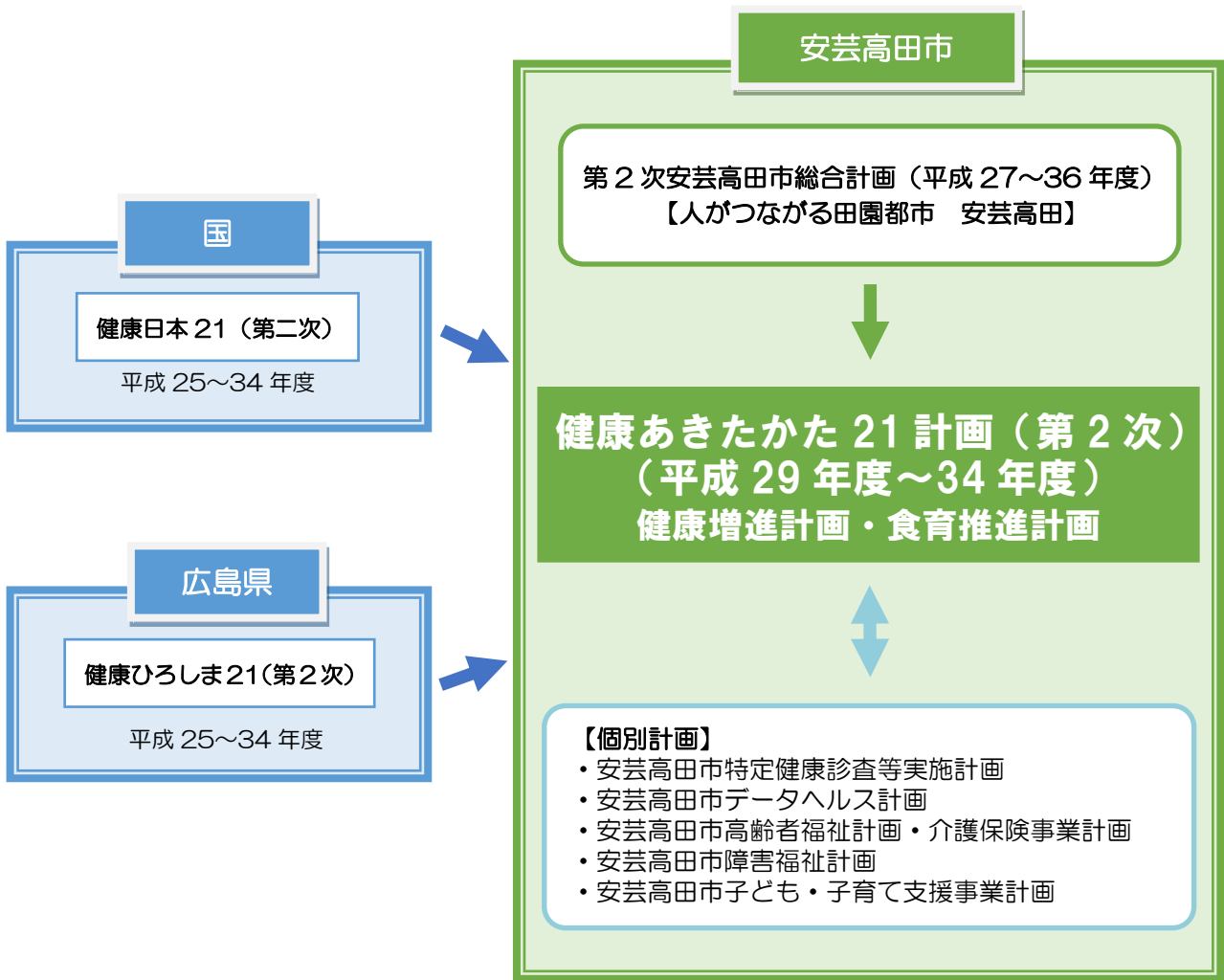
⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善



2. 計画の法的根拠・位置づけ

本計画は、健康増進法第8条に規定されている「市町村健康増進計画」ならびに、食育基本法第8条に規定されている「市町村食育推進計画」であり、国の「健康日本21（第二次）」ならびに、「健康ひろしま21計画（第2次）」に準拠して策定します。

また、本市の最上位計画である「安芸高田市総合計画」の分野別計画として位置づけるとともに、本市の個別計画との整合性を図っています。



3. 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成34年度までの6か年の計画とし、この計画については社会状況の変化などを勘案して、必要に応じて見直しを図ります。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
第2次安芸高田市総合計画	第1次			第2次									
健康あきたかた21計画（第2次）	後期計画					第2次					第3次		

4. 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、計画策定委員会や庁内連携会議や関係する協議会などで検討を行いました。

また、「健康づくりに関する市民アンケート」（健康づくり市民アンケート）や健康あきたかた21 推進協議会、ならびに安芸高田市食生活改善推進協議会とのワークショップを行い、広く市民に意見を求め計画を策定しています。

ワークショップ



策定委員会

